

かわはら先生の新・原発出前授業ーよくわかる核のゴミと処分場問題ー

1、核のゴミってなに？

核のゴミ＝放射性廃棄物とは？ー放射性物質を含む廃棄物

原発や核施設から出される「核のゴミ」(8000Bq/kg 以上)

高レベル放射性廃棄物と低レベル放射性廃棄物がある

原発から出る「核のゴミ」？

「使用済み核燃料」は「ゴミ」ではありません (By 電力会社)

「使用済み核燃料」を再処理工場で「再処理」した後にでるのが「高レベル放射性廃棄物」

原発の使用済み核燃料＝原発のウンチ

崩壊熱と放射能 (半減期 2 万年以上！)

捨て場所がない (トイレのないマンション！)

とりあえず原子炉建屋の中のプールの中に

数年後には使用済み核燃料貯蔵庫か再処理工場へ

現在、日本全国で 1 万 4 0 0 0 トン以上ある！

もうすぐオマルも満杯に！

2、核燃料サイクルって？

最終処分場に持って行くのは高レベル放射性廃棄物です！

原発から出る「使用済み核燃料」を、再処理工場で「再処理」して、ウランとプルトニウムを取り出す。

その後に残る廃液が「高レベル放射性廃棄物」となる。

これをガラス固化して、ステンレス製のキャニスターに封印して、地下 300m 以下に貯蔵するというのが「最終処分」なのです。

核燃料サイクルー使用済み核燃料はリサイクルできる？

ツカッテモ・ツカエルくん (日本原初のキャラクター？)

核燃料サイクルの仕組み

原発→使用済み核燃料→再処理工場→ウランとプルトニウムを取り出す→高レベル放射性廃棄物が出る→最終処分場

取り出したプルトニウム→高速増殖炉→プルトニウムが出来る→もう一度使える！

核燃料再処理工場ーもともとアメリカ・フランス・イギリスにしか再処理工場はなかった

これまではフランス・イギリスに使用済み核燃料を輸送して再処理してもらっていた

日本で最初の再処理工場は東海村に

本格的な再処理工場を六ヶ所村に建設

1997 年完成予定だったのだが、、、トラブル続きでいまだ本格操業できず

建設費はなんと 2 兆 2 千億円！

核燃料サイクル基地・六ヶ所村ー再処理工場とウラン濃縮工場

高レベル放射性廃棄物貯蔵庫 (低レベルの貯蔵庫はむつ市に建設中)

各地の原発からの「使用済み核燃料」が保管されている

あくまでも「中間貯蔵施設」としている

もし「再処理」を止めるなら、全国の原発に「お返しします」と言っている

六ヶ所村にある「再処理工場」はまだ稼働していません。

まだ使用済み核燃料からプルトニウムを取り出していません

ということは、まだ「高レベル放射性廃棄物」はできていないということ？

「高レベル放射性廃棄物」の最終処分地が決まらなければ稼働させられない？

最終処分地が決まれば稼働することができる？－一回っていない核燃料サイクルが回りはじめる？

再処理工場から出される「高レベル放射性廃棄物」

1500シーベルトの放射線量（7～8svで死亡！）－安全なレベルに下がるまで10年以上！

すでに2492本のガラス固化体があるが、、

現在保管されている使用済み核燃料からは2万6千本分ができる予定（いまあるわけではありません）

最終的には4万本分になる予定？－これをどこに持って行くのか？

3、核のゴミの最終処分場とは？

- ・核のゴミ（高レベル放射性廃棄物）どこへ？
- ・氷床処分、海洋底処分、宇宙処分、そして地層処分
- ・深地層処分－深い地層の底（地下300m以下）に埋めて閉じ込める
- ・プルトニウムの半減期は2万4千年！
- ・16分の1になるまで10万年間も！
- ・どこにどうやって埋めて、保管するのか？
- ・世界各国での最終処分地は、ほとんど決まっていない
- ・唯一決まっているのがフィンランドの「オルキオ」だけ
- ・日本では－1980年・北海道下川町
- ・町民の反対運動で処分場にはしないことに
- ・1982年・幌延町長が放射性廃棄物施設の誘致を表明
- ・周辺自治体や道民の大きな反対運動がおこる→「受け入れ難い」条例制定へ
- ・しかし「貯蔵実験施設」はつくることになる－あくまでも「研究と実験」だけというが
- ・2001年「幌延深地層研究センター」開所
- ・地下300mの立て坑を掘削－ガスや地下水が噴出する
- ・とりあえず六ヶ所村にある核のゴミ
- ・核燃料サイクル基地・六ヶ所村－高レベル放射性廃棄物貯蔵庫
- ・あくまでも「中間貯蔵施設」－「再処理」を止めるなら「お返しします」
- ・「核のゴミ」の最終処分場はどこへ？

4、処分場の場所はどうやって決めるの？

- ・2000年「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）」が制定
- ・「原子力発電環境整備機構（NUMO）」が設立

- ・最終処分場の選定から最終処分の実施・管理など最終処分事業を全般をおこなう事業体
- ・「原子力環境整備促進・資金管理センター」
- ・放射性廃棄物処分に関わる調査研究と資金管理を行う団体。略称は「原環センター」
- ・最終処分場の選定の流れ
- ・科学的有望地（特性マップ）の提示
- ・MUMO などを中心に最終処分への関心・理解を高める（広報宣伝活動）
- ・自治体からの応募または国からの申し入れ
- ・文献調査（約2年）－文献などで過去に起きた地震などを調べる
- ・概要調査（約4年）－ボーリング調査などで、地下水の性質などを分析
- ・精密調査（約14年）－地下深くに調査実施をした上で地質や岩盤を直接調べる→決定へ！
- ・2007年、高知県東洋町の町長が応募
- ・町内外からの反対の声－町長の辞職勧告
- ・反対派の町長が応募の撤回
- ・その後、いくつかの自治体で応募検討の動きがあったが、いずれも住民の反発で立ち消えとなっている
- ・「頬を札束でたたく」やりかた
- ・文献調査に応募すると年10億円（計20億円）
- ・2007年にそれまでの年2.1億円を5倍に！
- ・寿都町の町長が応募を検討！
- ・片岡町長－「文献調査に応募して協力することで交付金による財源が見込まれることが魅力」
- ・「文献調査を受けたとしても、その後、住民の反対があれば次の調査は行われない」
- ・「将来の町の財源を見据え、住民の意見を聞いて判断する」
- ・「(コロナで) 経済が止まり、現状維持も難しい。町を救うには今手を挙げるしかない」

5、なぜ過疎地なの？なぜお金なの？

- ・なぜ過疎地が狙われるのか？
- ・なぜ巨額のお金を「誘い水」にするのか？
- ・原発や核施設は必ず過疎地に建てられる－「原子炉立地審査指針」（1964年）
- ・非居住地・低人口地帯・密集地帯から遠い所
- ・必ず起こる地域住民による反対運動－反対運動・世論を封じ込める「原発マネー」
- ・原発ができれば町（村）にお金が落ちる－巨額な交付金が地元自治体に落とされる
- ・「電源三法」という法律－1974年に公布
- ・電源開発促進法税・電源開発促進対策特別会計法・発電用施設地域整備法
- ・税金を電気代に含めて徴収し、原発や核施設立地自治体への交付金などに支出する
- ・原発（核施設）は金のなる木－「電源三法」による交付金（自治体へ）
- ・「固定資産税」→自治体の収入になる・「地元雇用」→原発・関連施設の建設
- ・過大な公共事業(立派な体育館やホール)
- ・But! だんだん減っていく「原発マネー」－「くせ」になっていく「原発マネー」
- ・「原発(核施設) 誘致」は「麻薬」と同じ－麻薬中毒患者（自治体？）

- ・福島県－2009 年まで 2, 7 1 7 億円（原発 10 基）
- ・福井県－2009 年まで 3, 2 4 5 億円（原発 15 基）
- ・青森県－2010 年まで 2, 1 4 3 億円（核燃施設）
- ・ナズの巨額寄付－「むつ小川原産業振興財団（むつ財団）」
- ・電事連（電気事業連合会）が 120 億円以上寄付
- ・核施設立地自治体以外の市町村にも「むつ財団」から巨額の寄付が落とされている！
（原子燃料サイクル事業推進特別対策事業）

6、反対しても途中で降りられない？

- ・寿都町片山町長－「文献調査を受けたとしても、その後、住民の反対があれば次の調査は行われない」
- ・梶山経産相－「文献調査は資料を提供するもので、それ以上のものではない。次にすすむのが前提ではない」
- ・片山町長－「調査を行うなら地質を調べる概要調査までやる。議員や住民らの意向は聞くが、最終的には私が判断する。概要調査まで近隣町村や道の意見は聞かない」
- ・核のゴミ最終処分法の真実
- ・正式名称「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」200 年 7 月 7 日制定
- ・「文献調査」と次の段階の「概要調査」は独立したものではなく、強力に連続している
- ・「文献調査を行い、その対象地区の中から概要調査地区を選定する」（第 6 条）
- ・「文献調査」は、概要調査地区選定段階という枠内の作業なのです。
- ・途中下車はできない特急列車
- ・「文献調査」に応募するということは、「その文献調査の対象となった地区から概要調査地区を選んでください」という申し出
- ・「文献調査」に応募してしまうと、自動的に連して「概要調査」にまで進んでしまう構造
- ・「文献調査駅」から特急列車に乗ってしまうと自動的に「概要調査駅」に行ってしまう
そこで途中下車することはできない！
- ・「概要調査地区を対象に概要調査を行い、その中から精密調査地区を選定する」（第 7 条）
- ・「精密調査地区を対象に精密調査を行い、その中から最終処分施設建設予定地を選定する」（第 8 条）
- ・「選定された最終処分施設建設地に最終処分場施設を建設する」（第 9 条）
- ・一度乗って（応募して）しまうと、自動的に終着駅（最終処分場）まで行ってしまう！
- ・知事と町長の意見は聴いてくれないの？
- ・「経済産業大臣は・・・概要調査地区等の所在地を定めようとするときは・・・管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならない」（第 4 条）
- ・「文献調査」から「概要調査」に進む時、知事や町長が反対しても「一時停止」することはあっても、後戻りも降りることもできない
- ・賛成するか、賛成の知事・町長に代わるのを待って次の段階にすすむことになる
- ・決して乗ってはいけな特急最終処分場号（途中下車できません！）

7、これからどうなる？どうする？